

名護市地域公共交通協議会規則改正及び名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱制定の概要 (案)

令和6年9月27日
名護市

1. 名護市地域公共交通協議会規則改正概要

・改正概要

令和5年10月1日付けで道路運送法の改正があり、地方自治体が行うコミュニティバスの運賃等の協議を行う際は、地域公共交通協議会ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、協議を行うこととされました。

そのため、「名護市地域公共交通協議会」の分科会として、事業者別に運賃協議を開催する必要があるため、**新たに「名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会」を設置**する。

・これまで（道路運送法改正前）

【各自治体の地域公共交通協議会において協議】

→協議が調えば運賃に関する届出をすることができた

（旧）道路運送法9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

・令和5年10月1日以降（道路運送法改正後）

【公聴会の開催等により住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市広報誌、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施など

（新）道路運送法9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【運賃協議分科会において協議】→協議が調えば運賃を届出

（新）道路運送法9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者